特　記　仕　様　書

第１章　総　則

第１節　適　用

１　本特記仕様書は、　設計第90号　市道穴笠畠敷線　道路修繕工事　　に適用する。

２　本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。

・土木工事共通仕様書　（令和8年8月　広島県）

※土木工事共通仕様書は「広島県の調達情報」に掲載されている。

URL:http://choutatsu.pref.hiroshima.lg.jp/

・その他関連規格類

第２節　現場代理人の常駐義務の緩和

監督職員等と携帯電話等で常に連絡がとれることに加え、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、建設工事請負契約約款第10条第３項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」として取扱う。

（１）請負金額が４，５００万円（建築一式工事にあっては、９，０００万円）未満

（２）契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

（３）建設工事請負契約約款第20条第１項又は第２項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

（４）橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

（５）前３号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

（６）その他、特に発注者が認めた期間

第３節　現場代理人の兼務

１　受注者は、前節（１）に該当することにより現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務をすることができる。

（１）兼務する工事が公共工事であること

（２）兼務する工事件数が本件工事を含め５件（災害復旧工事に係る件数を除く。）以内であること

（３）監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること

２　受注者は、前項に掲げるほか、請負金額が４，５００万円（建築一式工事にあっては、９，０００万円）以上の工事で密接な関係があり、同一の建設業者が同一の場所又は、近接した場所で施工する公共工事において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について兼務することができる。

（１）同一の主任技術者による管理が認められた公共工事であること

（２）兼務する工事件数が本件工事を含め２件以内であること

（３）監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること

３　発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、兼務できないものとする。

（１）兼務に関する事項で、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき

（２）著しい状況の変化により、兼務をすることが適当でなくなったとき

（３）その他、発注者の判断で兼務をすることが適当でなくなったとき

４　重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない

等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

第　４　節　　情報共有システム

１　　請負金額５００万円以上の工事（災害復旧工事は除く）は本システムの利用対象工事とする。ただし、対象外の工事であっても受注者が希望する場合は本システムを利用することができる。

２　　本工事で使用する情報共有システムは次とする。

広島県工事中情報共有システム（市町利用）

http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html

第　５　節　　週休２日制工事（発注者指定型）

本工事は、週休２日制工事（発注者指定型）であり、「三次市週休２日適用工事等実施要領」に基づき実施すること。

第　６　節　　主任技術者の配置要件等

広島県共通仕様書1-1-3-2 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者「5. 配置要件」及び「6. 誓約書」については、入札条件又は入札公告に定める配置技術者の兼務の要件に従うこと。

第　７　節　　法定外の労災保険の付保

１　本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

２　受注者は、建設工事請負契約約款第47条に基づき、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。

３　法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。

第２章　　材　　料

第　１　節　　寒中コンクリート

当該工事における次の対象構造物は寒中コンクリートとして施工し、次のとおり取り扱うこと。

１　対象構造物

令和　　８年　１２月　　１日から　令和　　９年　　２月　２８日 までの期間に施工するコンクリート構造物。

ただし、ダムコンクリート（砂防ダムを除く）、トンネル坑内、場所打ちコンクリート杭、均しコンクリートは除く。

２　養生方法

養生方法は給熱養生を標準とし、詳細については監督職員と協議すること。

３　打設数量の確認

対象構造物のコンクリート打設数量については、施工後、打設図等の数量確認資料を作成し監督職員へ提出すること。

第３章　　施工条件

第　１　節　　工　程

１ 地下埋設物・埋蔵文化財の事前調査

調　査　項　目	地下埋設物
調　査　時　期	工事施工前に試掘を行うこと。

第　2　節　安全対策

1 交通誘導員・保安要員

内　　容　　交通誘導警備員を18人（3人/日）配置することを見込んでいる。
施工に当り、配置計画等を監督職員と協議すること。
交通誘導警備員を配置した場合、配置写真、伝票及び日報を提出すること。

第　3　節　建設副産物

1 再生資源利用計画および再生資源利用促進計画の取扱いについて

本工事においては、土木工事共通仕様書1-1-1-19 建設副産物「4.再生資源利用計画」、「5.再生資源利用促進計画」及び「6.実施書の提出」によらず、次のとおり取り扱うものとする。

（１）再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

（２）計画の掲示及び公表

受注者は、１の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credasltop.htm

（３）実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から５年間保存しなければならない。

（４）工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

（５）建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載されている。

（Ⅰ）　工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第３条第７項又は第４条第１項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

（Ⅱ）　再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項

(ｱ) 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第１項、第16条第１項、第30条第１項又は第35条第１項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。

(ｲ) 当該行為が盛土規制法第21条第１項、第27条第１項、第28条第１項又は第40条第１項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

(ｳ) 上記(ｱ)、(ｲ)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

（６）運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

（７）確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

（８）確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後５年間保存するものとする。

（９）建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

（Ⅰ）建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地

（Ⅱ）建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名

（Ⅲ）建設発生土の搬出元の名称及び所在地

（Ⅳ）建設発生土の搬出量

（Ⅴ）建設発生土の搬出が完了した日

(10) 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

(11)　受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

(12) 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後５年間保存するものとする。

第　４　節　　その他

１ 境界標（杭・プレート）の設置

境界標設置後、境界標精度管理表（別紙）を作成し、本工事の監督職員に提出すること。

第 ４ 章　　その他

１　本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

２　工事着手前に漁業組合と協議を行い、同意書等の承諾を得ること。なお現地立会については、発注者及び漁協組合と調整すること。